

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 7 日

安芸高田市長 石丸 伸二

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

安芸高田市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

安芸高田市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約

安芸高田市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成 28 年 4 月 1 日施行）の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

改正後	改正前
<p>第一条（委託事務の範囲） 安芸高田市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（安芸高田市情報公開条例（平成十六年安芸高田市条例第十四号）、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び安芸高田市公文書等の管理に関する条例（平成二十三年安芸高田市条例第四十五号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>第一条（委託事務の範囲） 安芸高田市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（安芸高田市情報公開条例（平成十六年安芸高田市条例第十四号）、安芸高田市個人情報保護条例（平成十六年安芸高田市条例第十五号）及び安芸高田市公文書等の管理に関する条例（平成二十三年安芸高田市条例第四十五号）に基づく処分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

